

令和7年2月市議会 総務委員会資料

所管事項調査

< 目次 >

- 1 長崎市第五次総合計画後期基本計画の策定状況について ……P2
- 2 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略期間の延長について ……P17
【別冊】 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 3 市町村建設計画の満了について ……P20
【別冊】市町村建設計画進捗状況一覧表

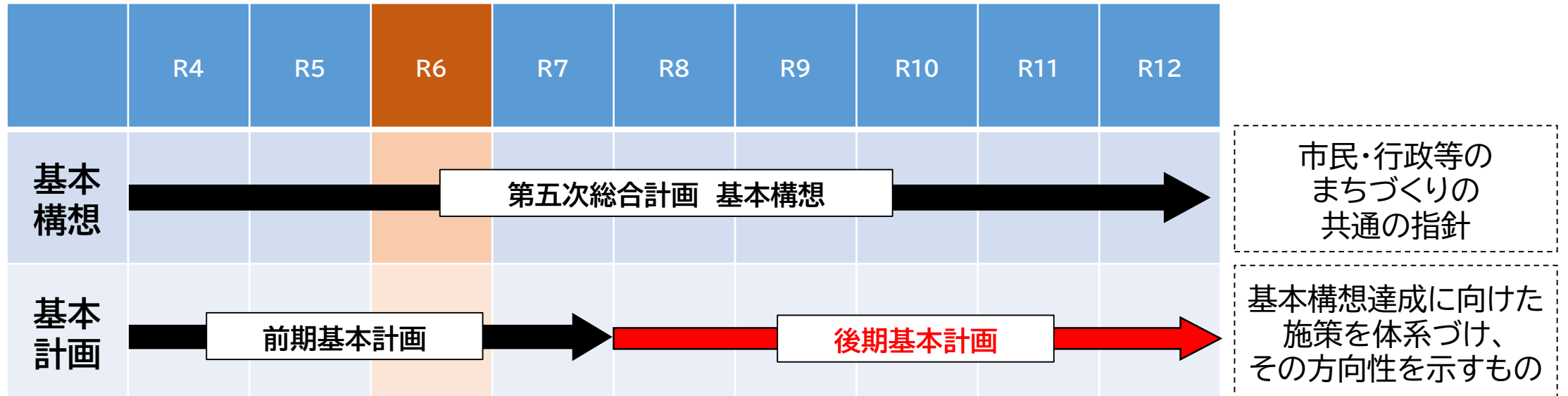
企画政策部

令和7年2月

1 長崎市第五次総合計画後期基本計画の策定状況について

(1) 後期基本計画の策定について

- 「基本構想」は、令和4年度から令和12年度までの「めざす都市像」とその実現に向けた「まちづくりの方針」について、議会の議決を経て定めたもの。
- 「前期基本計画」の計画期間が終了する令和7年度中に「後期基本計画」を策定する必要がある。
- 「後期基本計画」は、基本構想に基づき、第五次総合計画の計画期間後半の5年間において取り組むべき施策の部分を定めるもの。



(1) 後期基本計画の策定について

基本構想(めざす都市像・まちづくりの方針)は変わらない

基本構想

8つのまちづくりの方針

- A** まちづくりの方針A
私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします
- B** まちづくりの方針B
私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします
- C** まちづくりの方針C
私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします
- D** まちづくりの方針D
私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします
- E** まちづくりの方針E
私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします
- F** まちづくりの方針F
私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします
- G** まちづくりの方針G
私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします
- H** まちづくりの方針H
私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします

めざす都市像

個性輝く世界都市
希望あふれる人間都市

まちづくりの基本姿勢
つながりと創造で
新しい長崎へ

基本計画

基本施策・個別施策

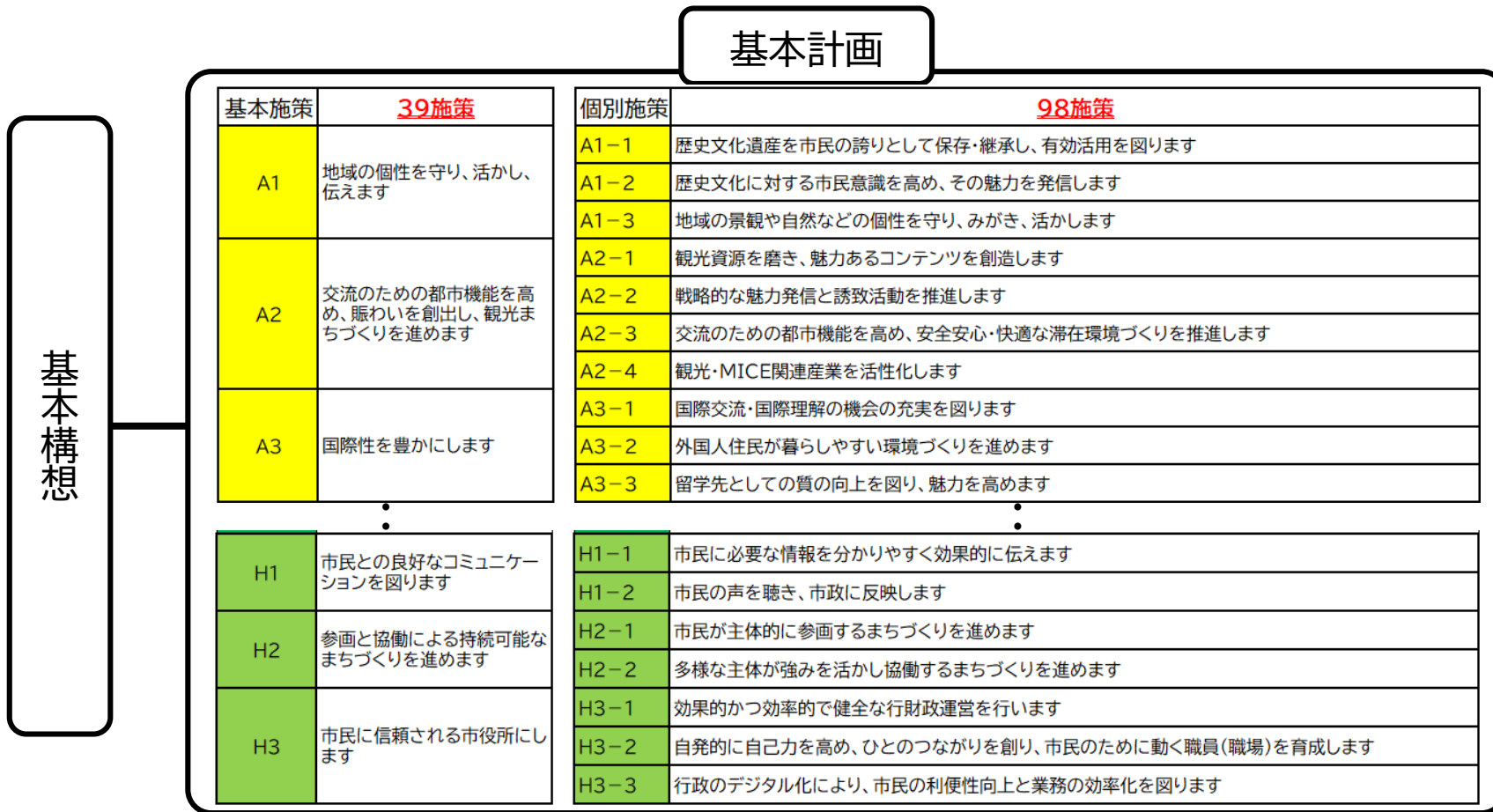
A1	地域の個性を守り、活かし、伝えます
A2	交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます
A3	国際性を豊かにします
B1	被爆の実相を継承します
B2	核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます
B3	平和の文化を醸成します
C1	地場事業者の成長を支援します
C2	人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強めます
C3	次世代につながる農林業を育てます
C4	水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします
C5	地元農水産物の消費を拡大します
D1	脱炭素社会の実現をめざします
D2	資源を守り大切に社会の実現をめざします
D3	豊かな地域環境を守り活かします
D4	環境意識・行動の定着を図ります
E1	地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実に図ります
E2	犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます
E3	安心できる消費生活環境をつくります
E4	暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します
E5	安全・安心で快適な住環境をつくります
E6	車や公共交通による移動の円滑化を図ります
E7	安全・安心で快適な道路・公園をつくります
E8	水道水を安定して供給し、下水を適性に処理します
F1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします
F2	高齢者が安心して自分らしい暮らし続けられる地域づくりを進めます
F3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます
F4	子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます
F5	原爆被爆者の援護を充実します
F6	生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します
F7	自らすすめる健康づくりを推進します
F8	安心できる衛生環境を確保します
F9	安心できる医療環境の充実に図ります
G1	長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます
G2	だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります
G3	スポーツ・レクリエーションの振興を図ります
G4	芸術文化あふれる暮らしを創出します
H1	市民との良好なコミュニケーションを図ります
H2	参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます
H3	市民に信頼される市役所にします

策定部分

(1) 後期基本計画の策定について

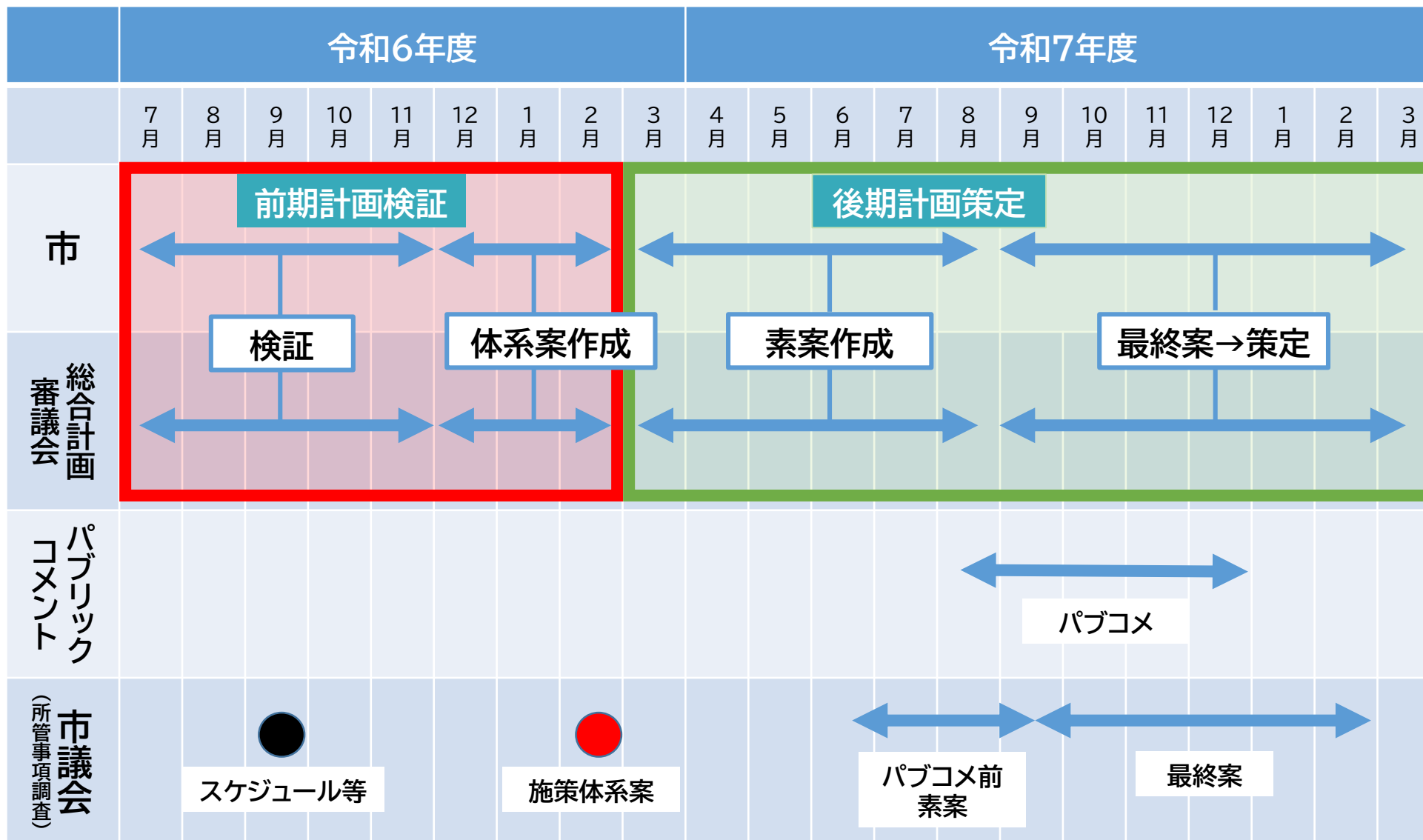
後期基本計画において施策体系の見直しを行う

- 前期基本計画は、基本施策が39項目、個別施策が98項目あり、施策数が多い。
- 基本施策は個別施策の目次のようなもので、個別施策の集合体となっているため、個別施策を基本施策に集約するなど施策階層のスリム化を図る。
- 施策の体系を精査し、施策を統合するなどして、施策数の見直しを検討する。



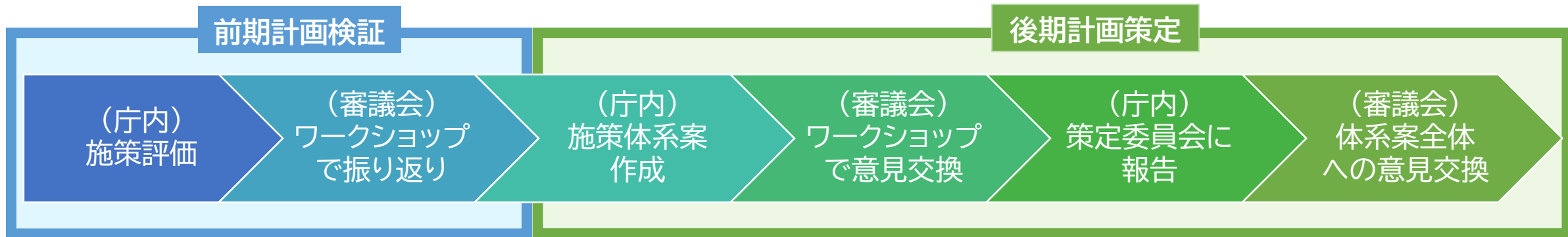
(2) 進捗状況

庁内および総合計画審議会による前期基本計画の検証と後期基本計画の施策体系(案)の作成まで実施

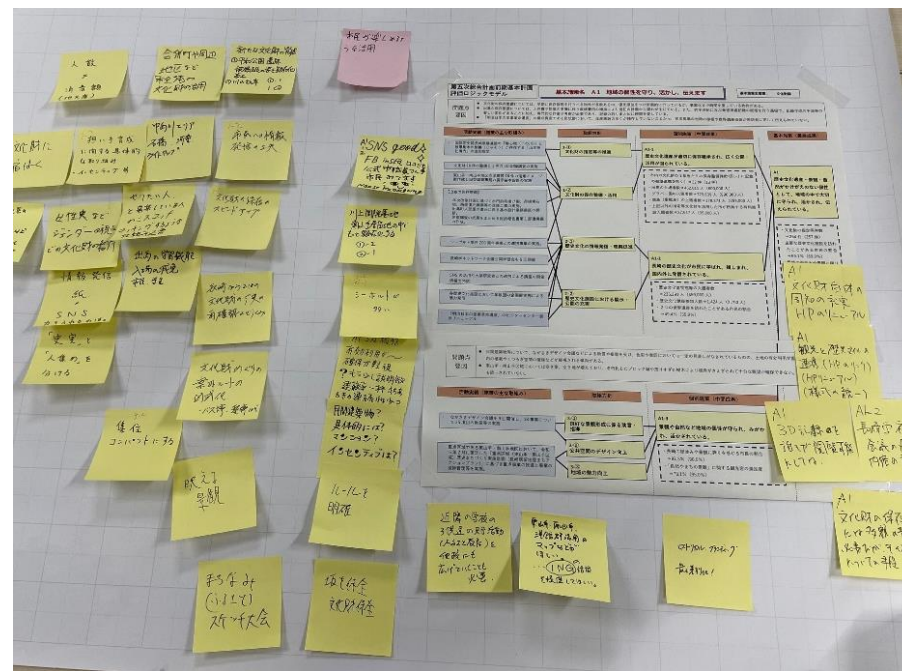


(3) 検討の流れ

前期基本計画の検証から後期基本計画の施策体系案の検討まで、下記の流れで、庁内と総合計画審議会において検討を進めてきた。



総合計画審議会ワークショップの様子



ワークショップにおける意見

(4) 後期基本計画の施策体系(案)

第五次総合計画(基本構想)(令和4年度～令和12年度)

まちづくりの方針 (変わらない)

- A** 私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします
- B** 私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします
- C** 私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします
- D** 私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします
- E** 私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします
- F** 私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします
- G** 私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします
- H** 私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします

前期基本計画体系

～令和7年度 基本施策39 個別施策98

- | | |
|----|------------------------------------|
| A1 | 地域の個性を守り、活かし、伝えます |
| A2 | 交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます |
| A3 | 国際性を豊かにします |
| B1 | 被爆の実相を継承します |
| B2 | 核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます |
| B3 | 平和の文化を醸成します |
| C1 | 地場事業者の成長を支援します |
| C2 | 人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします |
| C3 | 次世代につながる農林業を育てます |
| C4 | 水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします |
| C5 | 地元農水産物の消費を拡大します |
| D1 | 脱炭素社会の実現をめざします |
| D2 | 資源を守り大切に社会の実現をめざします |
| D3 | 豊かな地域環境を守り活かせます |
| D4 | 環境意識・行動の定着を回ります |
| E1 | 地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を回ります |
| E2 | 犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます |
| E3 | 安心できる消費生活環境をつくります |
| E4 | 暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します |
| E5 | 安全・安心で快適な住環境をつくります |
| E6 | 車や公共交通による移動の円滑化を回ります |
| E7 | 安全・安心で快適な道路・公園をつくります |
| E8 | 水道水を安定して供給し、下水を適正に処理します |
| F1 | 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします |
| F2 | 高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます |
| F3 | 障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます |
| F4 | 子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます |
| F5 | 原爆被爆者の援護を充実します |
| F6 | 生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します |
| F7 | 自らすすめる健康づくりを推進します |
| F8 | 安心できる衛生環境を確保します |
| F9 | 安心できる医療環境の充実を回ります |
| G1 | 長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます |
| G2 | だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります |
| G3 | スポーツ・レクリエーションの振興を回ります |
| G4 | 芸術文化あふれる暮らしを創出します |
| H1 | 市民との良好なコミュニケーションを回ります |
| H2 | 参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます |
| H3 | 市民に信頼される市役所にします |

後期基本計画体系案

令和8年度～令和12年度

施策数27

- | | |
|----|------------------------------------|
| A1 | 地域の個性を守り、伝え、活かします |
| A2 | 交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます |
| A3 | 国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします |
| B1 | 被爆の実相を伝え続けます |
| B2 | 核兵器廃絶の実現に向け行動するとともに、平和の文化を醸成します |
| C1 | 地場事業者の成長を支援します |
| C2 | 新たな産業活力を生み出します |
| C3 | 水産農林業を環境変化に強く次世代につながる持続可能な産業にします |
| D1 | ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けた取組みを進めます |
| D2 | 自然環境や資源を守り大切に社会の実現にむけた取組みを進めます |
| E1 | 地域の連携・協力を促進し、防災体制を充実します |
| E2 | 犯罪、事故などのトラブルに遭わない地域をつくります |
| E3 | 快適な暮らしやすい市街地を形成します |
| E4 | 移動しやすい環境をつくります |
| F1 | 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちづくりを進めます |
| F2 | 高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます |
| F3 | 障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます |
| F4 | 子どもが夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます |
| F5 | 原爆被爆者等の援護を充実します |
| F6 | 生活困窮者等が自立できるための支援を充実します |
| F7 | こころもからだも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます |
| G1 | 新たな時代を生き抜く子どもを育みます |
| G2 | だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります |
| G3 | スポーツ・レクリエーション活動を推進します |
| G4 | 芸術文化あふれる暮らしを創出します |
| H1 | 市民と情報共有しながら参画と協働によるまちづくりを進めます |
| H2 | 市民に信頼される市役所にします |

(4) 後期基本計画の施策体系(案)

まちづくりの方針A 独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまちをめざします

【審議会での協議事項】

- 課題解決や施策効果の最大化を図るため、経済やまちづくり、市民生活の分野などほかの施策と連携し、施策を推進していく必要がある。
- A1の施策について、文化財は「守り伝える」とともに「活かす」ものであることが分かる表現とした方がよい。
- A3の施策について、「何をして」国際性を豊かにするのかが分かるような表現とした方がよい。

前期基本計画

A1

地域の個性を守り、活かし、伝えます

A2

交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます

A3

国際性を豊かにします

後期基本計画 (案)

A1

地域の個性を守り、伝え、活かします

A2

交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます

A3

国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします

(4) 後期基本計画の施策体系(案)

まちづくりの方針B 平和を愛し、平和の文化を育むまちをめざします

【審議会での協議事項】

- ・ 「被爆の実相の継承」という表現は意図が短縮されすぎているため伝わりやすい表現としてはどうか。
- ・ 平和の文化の醸成など、未来に向けた取組みは、平和な世界の創造の取組みとして統合してはどうか。

前期基本計画

B1

被爆の実相を継承します

B2

核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます

B3

平和の文化を醸成します

後期基本計画 (案)

B1

被爆の実相を伝え続けます

B2

核兵器廃絶の実現に向け行動するとともに、平和の文化を醸成します

(4) 後期基本計画の施策体系(案)

まちづくりの方針C 人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまちをめざします

【審議会での協議事項】

- 地場企業の新分野・新事業への進出や新製品開発等に向けた取組みを促進し、新たな産業活力を生み出していく必要がある。
- 農林業及び水産業の生産から販売までを一体的に推進することとして統合してはどうか。

前期基本計画

C1
地場事業者の成長を支援します

C2
人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします

C3
次世代につながる農林業を育てます

C4
水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします

C5
地元農水産物の消費を拡大します

後期基本計画 (案)

C1
地場事業者の成長を支援します

C2
新たな産業活力を生み出します

C3
水産農林業を環境変化に強く次世代につながる持続可能な産業にします

(4) 後期基本計画の施策体系(案)

まちづくりの方針D 環境と調和した持続可能なまちをめざします

【審議会での協議事項】

- ・ 「豊かな地域環境を守り活かす」ことは「資源を守り大切にすることの一部であるため統合してはどうか。
- ・ 「環境意識・行動の定着」は、まちづくりの方針D全体にかかるものであるため、各施策に溶け込ませてはどうか。

前期基本計画

D1

脱炭素社会の実現をめざします

D2

資源を守り大切に社会の実現をめざします

D3

豊かな地域環境を守り活かします

D4

環境意識・行動の定着を図ります

後期基本計画 (案)

D1

ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けた取組みを進めます

D2

自然環境や資源を守り大切に社会の実現に向けた取組みを進めます

(4) 後期基本計画の施策体系(案)

まちづくりの方針E だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまちをめざします

【審議会での協議事項】

- ・ 犯罪・事故や消費者トラブルにあわないための施策に共通する点が多いことから連携促進のため統合してはどうか。
- ・ 生活環境向上という広い視点で、共通する住環境施策を統合して一体的に推進してはどうか。
- ・ まちづくりの方針の考え方に「安全安心」があることから、各施策における「安全安心」という表記を削除してはどうか。

前期基本計画

E1 地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります
E2 犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます
E3 安心できる消費生活環境をつくります
E4 暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します
E5 安全・安心で快適な住環境をつくります
E6 車や公共交通による移動の円滑化を図ります
E7 安全・安心で快適な道路・公園をつくります
E8 水道水を安定して供給し、下水を適正に処理します

後期基本計画（案）

E1 地域の連携・協力を促進し、防災体制を充実します
E2 犯罪、事故などのトラブルに遭わない地域をつくります
E3 快適な暮らしやすい市街地を形成します
E4 移動しやすい環境をつくります



(4) 後期基本計画の施策体系(案)

まちづくりの方針F みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまちをめざします

【審議会での協議事項】

- 生活困窮者等については、自立に向けた支援が必要ではないか。
- 「健康」をテーマに一体的に推進するため、「健康づくり」「衛生環境」「医療体制」を統合してはどうか。

前期基本計画

F1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします
F2 高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます
F3 障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます
F4 子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます
F5 原爆被爆者の援護を充実します
F6 生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します
F7 自らすすめる健康づくりを推進します
F8 安心できる衛生環境を確保します
F9 安心できる医療環境の充実を図ります

後期基本計画 (案)

F1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちづくりを進めます
F2 高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます
F3 障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます
F4 こどもが夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます
F5 原爆被爆者等の援護を充実します
F6 生活困窮者等が自立できるための支援を充実します
F7 こころもからだも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます

(4) 後期基本計画の施策体系(案)

まちづくりの方針G 未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまちをめざします

【審議会での協議事項】

- ・ スポーツの分野の「振興」という表現を、より分かりやすいものに見直した方がよい。
- ・ スポーツと芸術文化の連携や他イベントとの連携により、施策の効果を上げることができると考えられるため、施策間の連携を検討してはどうか。

前期基本計画

G1

長崎のまちを愛し、
新たな時代を生き抜く子どもを育みます

G2

だれもが生涯を通じて
いきいきと学べる社会をつくれます

G3

スポーツ・レクリエーションの振興を図ります

G4

芸術文化あふれる暮らしを創出します

後期基本計画 (案)

G1

新たな時代を生き抜く子どもを育みます

G2

だれもが生涯を通じて
いきいきと学べる社会をつくれます

G3

スポーツ・レクリエーション活動を推進します

G4

芸術文化あふれる暮らしを創出します

(4) 後期基本計画の施策体系(案)

まちづくりの方針H 参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまちをめざします

【審議会での協議事項】

- ・ 市民参画を促進するにあたり、必要な情報を的確に捉え発信することが必要であるため、広報広聴と市民協働の施策を統合してはどうか。
- ・ 官民・官学の連携手法の活用の視点や、市民が利用しやすいシステムとする視点などをもって、職員のDXに対する意識を向上させる必要がある。

前期基本計画

H1
市民との良好なコミュニケーションを図ります

H2
参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます

H3
市民に信頼される市役所にします

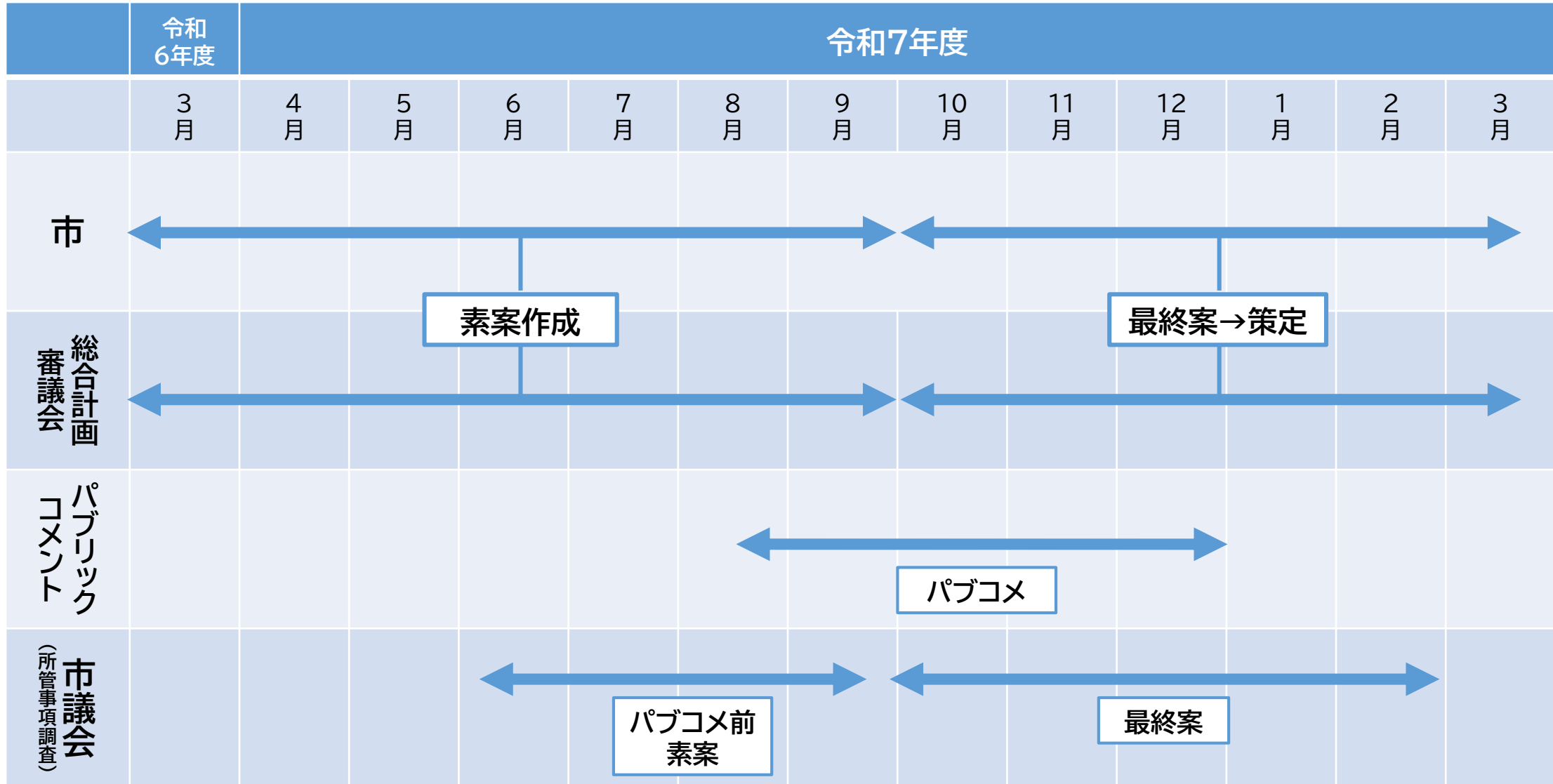


後期基本計画 (案)

H1
市民と情報共有しながら
参画と協働によるまちづくりを進めます

H2
市民に信頼される市役所にします

(5) 今後のスケジュール



2 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略期間の延長について

第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

めざすべき姿 : 若い世代に選ばれる魅力的なまち

計画期間 : 令和2年度～令和6年度

基本目標1 経済を強くし、新しいひとの流れをつくる

- (1)魅力ある仕事をつくる
- (2)新しい仕事へのチャレンジを応援する
- (3)学び、暮らし、楽しむ魅力を高める
- (4)移住を促進する
- (5)関係人口を創出・拡大する

基本目標2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる

- (1)結婚・妊娠・出産の希望をかなえる
- (2)子育ての環境を充実する
- (3)学校における教育環境を充実する

基本目標3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる

- (1)地域のでまちづくりを進める
- (2)コンパクトで暮らしやすいまちをつくる
- (3)地域をネットワークでつなぐ

特定目標 交流の産業化

- (1)顧客創造プロジェクト
- (2)価値創造プロジェクト
- (3)交流を支える都市の基盤整備
- (4)交流の産業化を進める体制づくり

国の動き及び今後の方針

※R6.12.24内閣府公表資料

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0の基本構想の5本柱 ※考えられる各省の施策項目を列挙。基本構想に向けて具体化

○以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、**来年夏**に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 内外から地方への投融資促進
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

◆基本構想の策定に向けた国民的な議論の喚起

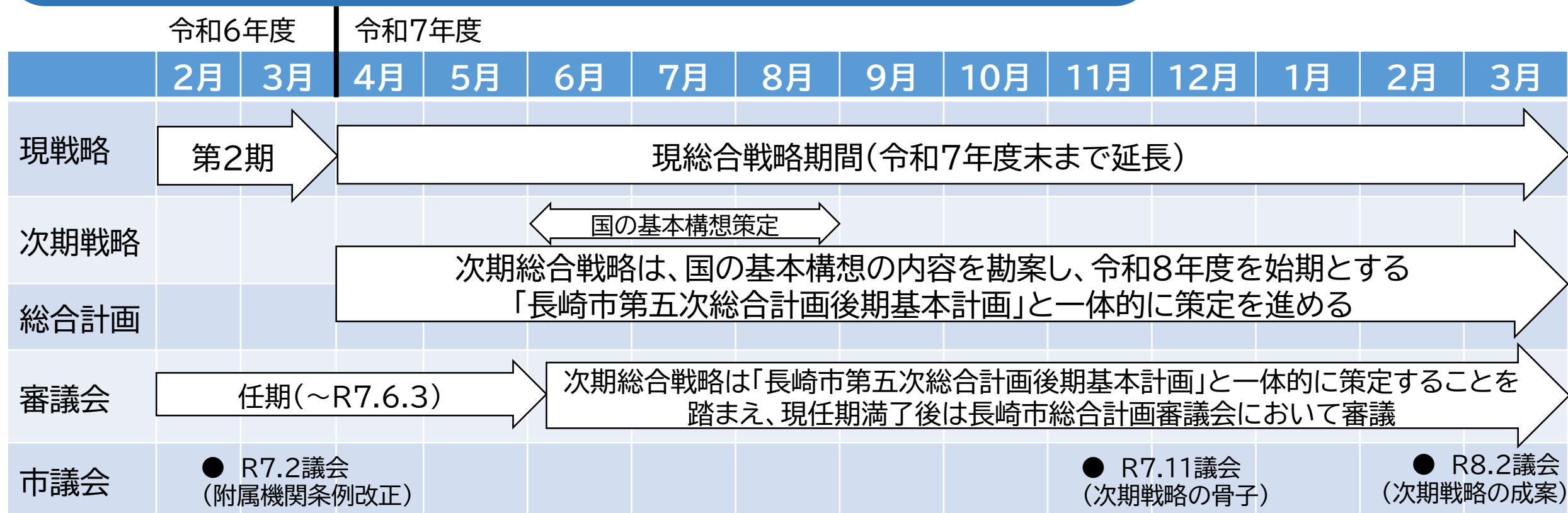
- 地方の現場をできるだけ訪問・視察し、意見交換を幅広く重ね、地方の意見を直接くみ取り、今後の施策に活かす
- 有識者会議でテーマごとに地方の現場で地方創生に取り組む関係者のヒアリングや現地視察を行い意見を直接くみ取る

- 国は、地方創生2.0において、**2025(令和7)年夏頃**に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめることとなった。
- 地方版総合戦略については、国の考え方を勘案して策定すべきであるため、本市の次期総合戦略については、国の基本構想の動きに合わせて策定したい。



現総合戦略を1年延長し、次期総合戦略は総合計画後期基本計画と併せて令和8年度を始期として策定する。

今後のスケジュール及び数値目標等の設定について



○ 現第2期総合戦略の延長に係る数値目標・KPIの設定の基本的な考え方

- ①総合計画等の他の計画との整合を図るもの …… 総合計画等の他の計画等と同値の目標値を設定する。
- ②直近の実績値が目標値を達成しているもの …… 直近の実績値を基準に当初設定した目標値設定の考え方にならって設定する。
- ③直近の実績値が目標値を達成していないもの …… 令和6年度の目標値を据え置く。

3 市町村建設計画の満了について

1 市町村建設計画の概要

(1) 市町村建設計画とは

「旧市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併市町の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新市の基本方針や公共施設の整備などについて定め、将来のビジョンや施策の方向性を示したものの。

ア 長崎地域市町村建設計画

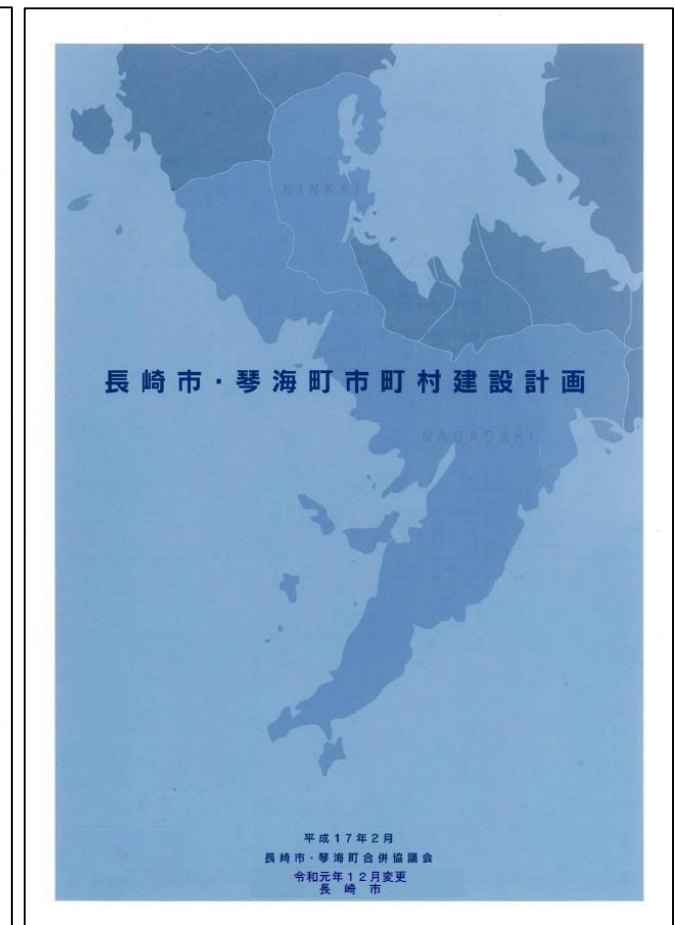
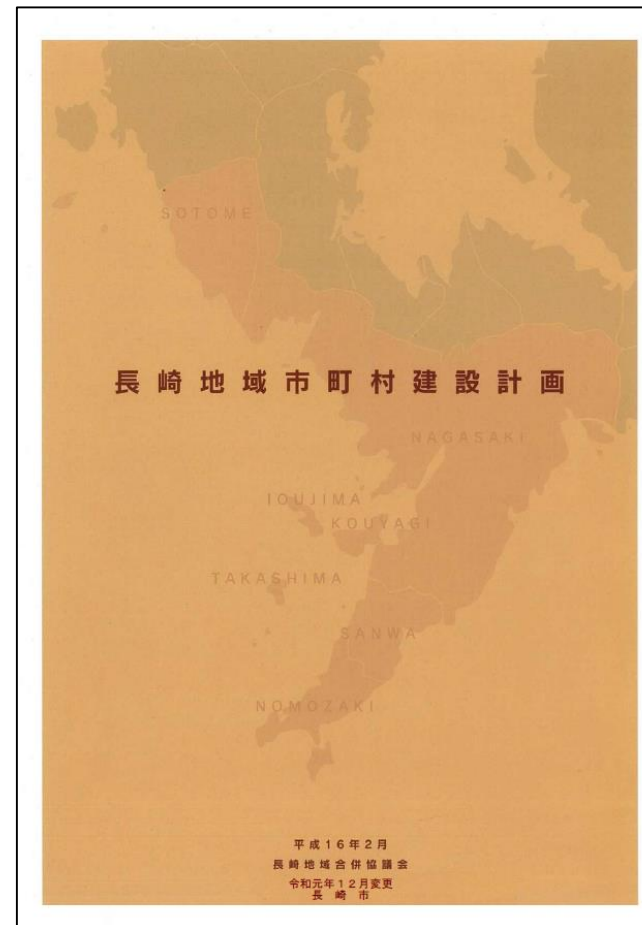
平成17年1月4日に合併した旧長崎市・旧香焼町・旧伊王島町・旧高島町・旧野母崎町・旧外海町・旧三和町に係る計画

計画期間：平成17年1月から令和6年度まで

イ 長崎市・琴海町市町村建設計画

平成18年1月4日に合併した旧長崎市・旧琴海町に係る計画

計画期間：平成18年1月から令和7年度まで



1 市町村建設計画の概要

(2) 計画期間

ア 策定当初

長崎地域市町村建設計画 平成17年1月から平成26年度まで

長崎市・琴海町市町村建設計画 平成18年1月から平成27年度まで

イ 計画の変更（1回目）

長崎地域市町村建設計画 平成17年1月から平成31年度まで

長崎市・琴海町市町村建設計画 平成18年1月から平成32年度まで

⇒平成24年6月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、合併特例債を活用できる期間が10年から15年に延長された。従って、市町村建設計画の期間を延長（変更）すれば、さらに5年間は合併特例債の活用が可能となるため、平成26年6月に変更を行った。

ウ 計画の変更（2回目）

長崎地域市町村建設計画 平成17年1月から令和6年度まで

長崎市・琴海町市町村建設計画 平成18年1月から令和7年度まで

⇒平成30年4月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が一部改正され、合併特例債を活用できる期間が15年から20年に延長された。従って、市町村建設計画の期間を延長（変更）すれば、さらに5年間は合併特例債の活用が可能となるため、令和元年12月に変更を行った。

年度	H16	H17	H18	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7					
長崎地域市町村建設計画	★策定	計画期間：H17～H26（10年間）										計画変更（1回目）	計画期間：～H31（5年延長）					計画変更（2回目）	計画期間：～R6（5年延長）			
長崎市・琴海町市町村建設計画		★策定	計画期間：H18～H27（10年間）										計画変更（1回目）	計画期間：～H32（5年延長）					計画変更（2回目）	計画期間：～R7（5年延長）		

2 合併特例債について

(1) 合併特例債とは

市町村建設計画に基づいて行う事業に要する経費に充てることができる地方債。事業費に対する充当率は95%。元利償還金の70%について普通交付税で措置される。

(2) 発行状況

ア 合併特例債発行可能額	約522億円
イ 発行済額（令和6年度は発行見込額）	約519億円
ウ 令和7年度発行可能額	約 3億円

(3) 合併特例債を活用した主な事業

平成16年度～令和6年度（令和6年度は発行見込額）

（単位：千円）

地 区	主 な 事 業	合併特例債発行額
香 焼	図書館施設整備事業（香焼図書館） 公民館リフレッシュ事業 ほか	581,400
伊王島	庁舎等整備事業（伊王島地域センター） 公共下水道建設事業 ほか	94,200
高 島	軍艦島整備事業 高島ふれあい海岸整備事業 ほか	112,900
野母崎	公園緑地事業（野母崎総合運動公園） 権現山公園整備事業費負担 ほか	1,284,500
外 海	外海地区複合施設整備事業 黒崎永田湿地自然公園活性化事業 ほか	1,479,797
三 和	庁舎等施設整備事業（南総合事務所） 公園緑地事業（川原大池公園） ほか	3,079,663
琴 海	市道江保崎線（琴海大橋）橋梁架替事業 公園施設整備事業（琴海北部運動公園ほか）ほか	4,395,299
その他	消防施設等整備事業 地方道路整備事業 水道施設統合整備事業 ほか	40,830,141
	計	51,857,900

3 地域振興基金について

(1) 地域振興基金とは

地域振興基金は、地域住民の連帯強化または地域振興等の事業に要する経費の財源に充当することを目的として設置された。（長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年条例第10号））

地域振興基金には、合併した旧7町が持ち寄った基金と合併特例債を財源に平成17年度から平成26年度までの10年間に積み立てた基金の2種類があり、この基金は、ともに地域振興に資する事業の財源に充当するが、合併7町が持ち寄った基金については合併7町の振興事業に充当し、合併特例債により造成した基金は合併7町を含む長崎市全域の振興事業に充当している。

(2) 合併7町持ち寄り分

合併した旧7町が持ち寄った基金については、合併時点での合計で約29億9,500万円であったが、これまで各地区における基金の設置目的に沿った事業の財源として活用し、平成30年度で取り崩しを完了している。

【主な事業】地域コミュニティ支援事業、地域活性化事業費負担金、地域おこし協力隊事業、道路リフレッシュ事業 など

《市町村合併に伴う地域振興基金引継額》

（単位：千円）

香焼	伊王島	高島	野母崎	外海	三和	琴海	合計
-	51,569	724,925	4,080	514,497	69,542	1,630,000	2,994,613

(3) 合併特例債による造成分

平成17年度から平成26年度までの10年間で約40億円を積み立て、平成30年度から取り崩しを開始した。

令和5年度末の現在高は約38億4,628万円。

【充当事業】地域コミュニティ推進交付金・設立準備交付金、地域活性化事業（4総合事務所）

《地域振興基金（合併特例債造成分）年度別残高》

（単位：千円）

年度	利子積立額	新規積立額	繰入金(取崩)	年度末残高
H30	6,864	0	14,143	4,148,851
R1	4,271	0	51,317	4,101,805
R2	14,037	0	52,160	4,063,682
R3	3,747	0	59,755	4,007,674
R4	7,213	0	75,645	3,939,242
R5	11,372	0	104,326	3,846,288
R6(予定)	13,962	0	166,790	3,693,460

4 事業の進捗状況

(1) 計画関連事業の進捗状況について（令和7年1月時点） ※事業一覧は別冊参照

市町村建設計画に関連する135事業のうち、約7割の事業が目標達成（完了）しており、未実施は2事業である。

<未実施事業とその状況>

ア 市道川原町10号線道路新設事業（旧町道上揚2号線）【三和地区】

隣接した道路新設事業の進捗をみながら着手していく。

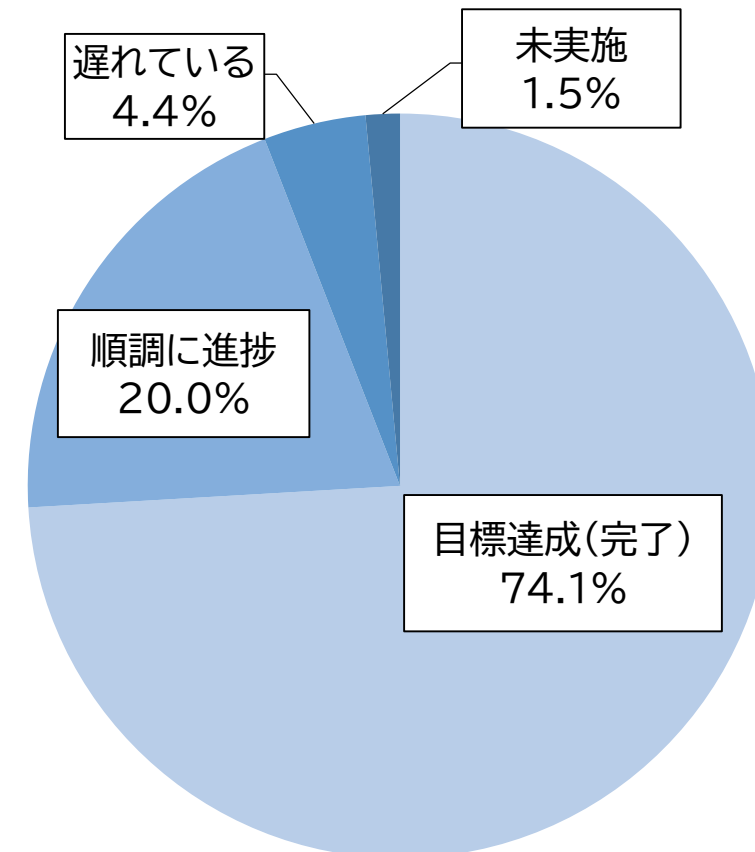
イ 高規格道路西彼杵道路（県施行）【琴海地区】

調査中区間（西海市西彼町平山郷～時津町日並郷）のIC配置や概略ルートなどに関して、令和3年2月に「西彼杵道路計画検討委員会」からの提言を受け、県において検討が進められ、令和4年度には北側区間である大串白似田バイパス（西海市西彼町平山郷～西彼町白似田郷間）が新規事業化された。

また、令和5年度からは南側区間である長浦町から時津町日並郷間において、県が環境影響評価を行っているところであり、市においては、国・県に対して、西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会を中心に要望を継続して行っている。

《事業の進捗状況一覧》

進捗状況	事業数	内訳	
		ハード事業	ソフト事業
目標達成（完了）	100	87	13
順調に進捗 ※継続のソフト事業を含む	27	15	12
遅れている	6	6	0
未実施	2	2	0
計	135	110	25



5 各地区における主な事業

(1) 香焼地区

【基本方針】豊かな自然と共生した住環境の整備、港湾や海岸の保全事業

ア 事業名

丹馬団地住宅建替事業（公営住宅建設事業）

イ 事業概要

老朽化した公営住宅を別敷地へ移転し、鉄筋コンクリート6階建（60戸）へ建替えを行った。

ウ 事業実施期間

平成23年度～平成26年度完了

エ 事業費

815,481千円

<整備前>



<整備後>



(2) 伊王島地区

【基本方針】観光の振興と定住環境の整備、スポーツ・レクリエーション地域としての整備

ア 事業名

灯台記念館整備事業

イ 事業概要

老朽化が著しい附属屋の大規模な修理及び本館の一部補修を行った。

ウ 事業実施期間

平成22年度完了

エ 事業費

22,989千円

<伊王島灯台記念館>



5 各地区における主な事業

(3) 高島地区

【基本方針】海をメインとした観光レクリエーションの振興、高齢者が安心して暮らせる体制の整備

ア 事業名

北溪井坑跡保存整備事業

イ 事業概要

発掘調査を行うとともに関連する資料を収集し、保存管理計画及び整備基本計画に基づき史跡整備を行った。

ウ 事業実施期間

平成27年度～令和元年度完了

エ 事業費

58,245千円

〈北溪井坑跡〉



(4) 野母崎地区

【基本方針】自然を生かした観光拠点としての整備、水産資源の確保やブランド化による水産業の振興、都市近郊農業の振興

ア 事業名

野母崎総合運動公園水仙植替事業

イ 事業概要

公園の斜面部分13,540㎡の水仙球の植替えを行い、整備を行った。

ウ 事業実施期間

平成18年度～平成20年度完了

エ 事業費

55,360千円

〈現：長崎のもぎき恐竜パーク〉



5 各地区における主な事業

(5) 外海地区

【基本方針】 史跡や文化・観光資源を活用した観光拠点としての整備、炭鉱閉山による経済への影響緩和

ア 事業名

世界遺産登録推進事業

イ 事業概要

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録の推進を行った。

ウ 事業実施期間

平成18年度～平成30年度完了

エ 事業費

434,220千円

〈出津教会堂〉



〈大野教会堂〉



(6) 三和地区

【基本方針】 良好な住環境の整備、茂木地区と一体となつたびわ産地としての振興、道路の整備による交通アクセスの改善

ア 事業名

三和宮崎地区ほ場整備事業

イ 事業概要

遊休化している市有地を農地として有効活用し、農地造成など生産基盤の整備を行った。(造成面積A=約5.7ha、耕地面積A=約3.0ha)

整備した農地等については、長崎市を介して参入希望農業者に貸付けを行い、地域の主産業である農業の活性化及び地域の農業の担い手育成を図った。

ウ 事業実施期間

平成19年度～平成21年度完了

エ 事業費

265,158千円

〈三和宮崎地区ほ場〉



5 各地区における主な事業

(7) 琴海地区

【基本方針】自然豊かで快適な居住環境の整備、交通網の整備、農業の振興

ア 事業名

市道江保崎線（琴海大橋）橋梁架替事業

イ 事業概要

昭和46年に琴海ニュータウンの開発と併せて長さ61mの「琴海大橋」が架橋されたが、建設から41年が経過し老朽化が進んでいることから、地震への安全性の向上と、100年程度の寿命を見込んだ現在の基準により架け替えを行った。

ウ 事業実施期間

平成24年度～平成30年度完了

エ 事業費

1,086,583千円

<琴海大橋>



(8) 旧長崎市

<消防局・中央消防署>



【事業名】消防局・中央消防署等建設事業
【事業実施期間】平成15年度～平成18年度
【事業費】2,041,894千円

<長崎みなとメディカルセンター>



【事業名】新市立病院建設事業
【事業実施期間】平成20年度～平成28年度
【事業費】20,016,561千円

<長崎市立図書館>



【事業名】長崎市立図書館整備運営事業
【事業実施期間】平成17年度～令和4年度
【事業費】11,001,004千円

6 今後の対応

(1) 今後について

各地区における事業の推進については、今後、合併特例債は活用できなくなるものの、引き続き使用できる過疎対策事業債や辺地対策事業債などの有利な財源を活用しながら、事業の進捗を図る。

また、合併地区を含めた地域の振興については、合併地区に限らず全市的な観点から、総合計画等にもとづき本庁と総合事務所が連携しながら進めていくこととし、引き続き地域の主体性等を尊重した地域コミュニティ連絡協議会への支援や、総合事務所ごとに行う地域活性化事業の実施等により、地域における実情や特色を踏まえたまちづくりを進めていく。

【参考】過疎対策事業債・・・充当率：原則として100%、交付税措置：起債の元利償還金の70%について普通交付税で措置
辺地対策事業債・・・充当率：原則として100%、交付税措置：起債の元利償還金の80%について普通交付税で措置

(参考) 人口動態

人口の推移及び減少率

平成17年から令和2年にかけて、全ての地区において人口が減少しており、長崎市全体で見ても同じ傾向となっている。

平成17年以降、最も減少率が高いのは高島地区（▲55.1%）であり、次いで外海地区（▲33.2%）、野母崎地区（▲32.8%）となっている。

（単位：人）

地区	平成12年国勢調査		平成17年国勢調査		平成22年国勢調査		平成27年国勢調査		令和2年国勢調査		H17-R2 人口減少数	H17-R2 人口減少率
	人口	減少率	人口	H12-H17 減少率	人口	H17-H22 減少率	人口	H22-H27 減少率	人口	H27-R2 減少率		
香焼地区	4,512	—	4,196	▲7.0%	3,923	▲6.5%	3,601	▲8.2%	3,201	▲11.1%	▲995	▲23.7%
伊王島地区	1,035	—	807	▲22.0%	715	▲11.4%	689	▲3.6%	617	▲10.4%	▲190	▲23.5%
高島地区	900	—	722	▲19.8%	498	▲31.0%	382	▲23.3%	324	▲15.2%	▲398	▲55.1%
野母崎地区	8,101	—	6,809	▲15.9%	6,016	▲11.6%	5,249	▲12.7%	4,578	▲12.8%	▲2,231	▲32.8%
外海地区	7,405	—	5,114	▲30.9%	4,561	▲10.8%	3,952	▲13.4%	3,418	▲13.5%	▲1,696	▲33.2%
三和地区	12,366	—	12,044	▲2.6%	11,322	▲6.0%	10,562	▲6.7%	9,906	▲6.2%	▲2,138	▲17.8%
琴海地区	12,649	—	12,507	▲1.1%	12,257	▲2.0%	11,919	▲2.8%	11,488	▲3.6%	▲1,019	▲8.1%
旧長崎市	423,167	—	413,007	▲2.4%	404,474	▲2.1%	393,154	▲2.8%	375,586	▲4.5%	▲37,421	▲9.1%
合計 (長崎市全体)	470,135	—	455,206	▲3.2%	443,766	▲2.5%	429,508	▲3.2%	409,118	▲4.7%	▲46,088	▲10.1%

資料：平成12年、17年、22年、27年、令和2年国勢調査

(参考) 市町村の合併の特例に関する法律 (旧合併特例法) 抜粋

(市町村建設計画の作成及び変更)

第五条

市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

一 合併市町村の建設の基本方針

二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

三 公共的施設の統合整備に関する事項

四 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があった場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。

6 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

9 第七項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第五条の四第一項に規定する地域審議会が置かれている場合、第五条の六第一項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会（地方自治法第二百二条の五第一項に規定する地域協議会をいう。）又は当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

10 第四項及び第五項の規定は、第七項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。